

令和5年第5回
曾於市農業委員会總會議事録

令和5年5月22日
曾於市農業委員会

第5回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和5年5月22日（月） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	○○○○○	2 番	○○○○○	3 番	○○○○○
4 番	○○○○○	5 番	○○○○○	6 番	○○○○○
7 番	○○○○○	8 番	○○○○○	9 番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○

4 欠席委員

5 議事録署名委員 14番 ○○○○○, 15番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	○○○○○	農政商工農業 委員会係	○○○○○
農 政 課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日 令和5年5月22日（月） 午前10時5分

令和5年第5回曾於市農業委員会総会日程

令和5年5月22日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第39号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第40号 農地法第4条による許可申請について

議案第41号 農地法第5条による許可申請について

議案第42号 非農地証明願について

議案第43号 農用地等のあっせんについて

議案第44号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第45号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告

報告第5号 合意解約等の報告

4 その他

たします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，取得する農地には飼料を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

大隅62号について，5月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。譲受人と譲渡人は親子です。調査結果の総合意見は，取得する田には水稻，畑には野菜を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

大隅63号について，5月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，取得する農地には水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

次に，大隅64号について，5月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。譲受人と譲渡人は弟と姉の関係です。調査結果の総合意見は，取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部65号について，5月11日に私と○○○○○委員，事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。なお，現在，譲受人の自作している農地面積が1,287平方メートルで今回申請地の面積919平方メートルを足しても合計2,206平方メートルとなりますが，譲受人は，おいである渡人の要望で申請地の水田と隣接している自己所有地の水田を20年以上前から作付けしていたもので，今回改めて許可を得ようとするものです。調査結果の総合意見は，取得する農地には今後も水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

次に，財部66号について，5月11日に私と○○○○○委員，事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。なお，現在，譲受人の自作している農地面積が2,377平方メートルで今回申請地の面積833平方メートルを足しても合計3,210平方メートルとなりますが，申請地が自宅に近く営農しやすい環境にあったことから，5年前から借り受けて作付けしていたもので，今回改めて許可を得て取得しようとするものです。また，取得価格が全地○○○○○円と高額ですが，宅地化が進んでいる地区でもあり，渡人の要望によるもので，渡人受入双方合意の上，仮契約が交わされております。調査結果の総合意見は，取得する農地には今後も水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

財部67号について，5月14日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，取得する農地には飼料を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

財部68号について，5月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件，農作業常時従事要件，地域との調和要件については，特に問題はありません。調査結果の総合意見は，取得する農地には水稻を作付けされる予定で，周辺の農地に影響もなく，農地法第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

末吉25号について、5月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は菅渡自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地と雑種地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されていることから確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備する面積として全体で486平方メートルであり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックで周辺を囲み、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

大隅26号から28号まで、5月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。大隅26号及び27号については、元八幡自治会内の農地で受人が同一ですので、まとめて御報告いたします。まず、現地で排水はどちらですかと聞いたたら、南側の用水路とのことで、水は高い方へは流れませんよ。反対側ではないですか。と話ししましたら、反対側に探しに行くと、排水パイプがあったら、ここですとのことで、再度、計画書を出すということでしたので、保留で意見の一致をみました。ずさんな計画で通れば儲けものといった印象を受けました。

次に、大隅28号について、御報告いたします。申請地は東旭ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、金融機関の残高証明書が添付されており確実と思われます。位置は、都市計画用途地域内にあり、第3種農地に該当します。計画面積は、一般住宅を整備する面積として、全体で215平方メートルであり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は側溝へ放流し、生活排水は合併浄化槽を設置し、北側の側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、南側の畑の方にブロックを設置し、誓約書も添付されており特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○10番委員（〇〇〇〇〇）

財部29号について、5月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。別冊でSKLVと記載された資料が配布されていると思いますが、その資料の6ページ、ホーストレッキングコース事業についての報告です。申請地は阿那里自治会付近の農地です。周囲の状況は、東が道路、水路を挟んで山林、西が道路、水路、山林及び原野、南が水路、山林及び原野、北が道路、水路、山林及び田です。目的実現の確実性は、曾於市が実施する南九州畜産獣医学拠点事業に伴うものであること、令和4年度及び令和5年度の予算書が添付されており、一部事業の実施も確認できることから確実と思います。位置は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地に該当します。計画面積は、全体面積7,595平方メートルに馬の外乗コース、運動場、植栽地を整備する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。なお、申請地に外乗コースを設置し、乗馬体験等による観光資源とすることで、本事業の目的の一つである近隣市町との交流人口の増加を見込んでいるものです。排水等は、雨水は自然流下ですが、大型貯水槽8基と浸透升12基を設置し処理することから適当と思います。被害防除は、申請地一部の整地及び盛土を行い、雨水が流出しないよう土留工事を実施します。また、水路沿いには転落防止用の安全柵を設けるため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地の地域間交流施設に該当します。申請地5筆は、北側の大正地区に広がる水田一帯の外周部にあり、近年では不耕作となっていたところ、曾於市が実施する南九州畜産獣医学拠点事業に伴い、馬の外乗コース等を設置しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○13番委員 (○○○○○)

財部29号について、参考までに教えてください。土地の取得費が○○○○○円と記載されていますが、1反当たりどのくらいで市は購入されたのか教えてください。

○事務局 (○○○○○係長)

5条申請書の方に対価予算額としまして、○○○○○円こちらが予算額でございます。取得する農地の合計の平米数が4,289平方メートルですので、平米単価が○○○○○円となります。

○議長 (○○○○○会長)

この南九州畜産獣医学拠点事業については、私も委員として会議に出ておりますが、市としては、ここにダービーの卒業したサラブレッドの馬を連れてきて観光利用にしようという考えをもっているらしいです。

○事務局 (○○○○○係長)

別冊資料により、南九州畜産獣医学拠点事業の概要等について説明。

○議長 (○○○○○会長)

財部29号については、よろしいでしょうか。ほかに何かありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

先ほど、○○○○○委員からの調査報告で大隅26号及び27号については、ちょっと計画がずさんということで、保留にした方が良いのではないかという意見がございました。これに関して、皆さんから何かありませんか。○○○○○委員の意見でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ほかにございませんか。

○10番委員 (○○○○○)

末吉25号が住宅が建つということでございますけれども、この渡人が、さっきの1ページの末吉59号、すぐ分筆されたところにあると思うのですが、ここでは、○○○○○円で農地として売っているのですよね。隣ですから、そのまま庭として使うのか、何なのかなと思いながら、ちょっとこの3条の方が怪しいなと思ってですね。そこをちょっと教えてもらいたいのですが。

○11番委員 (○○○○○)

3条の方はですね、購入者が隣です。高さが1メートルぐらい高いところですが、野菜畑としては、十分通用するというので、3条申請になったところですよ。宅地の方は、取得価格が○○○○○円で、前の方が共同の通路で2筆になっております。持ち分3分の1で3人の共有になっていきますので、その分がでてきています。そのほかに共有の通路が含まれています。5分の2です。価格については、受人と渡人の話合いで決まっていますので、我々は、どうしようもないといったところですよ。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第41号農地法第5条による許可申請については、大隅26及び大隅27を除いて、許可相当の意見を付して県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第42号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

大隅6号について、5月11日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は八合原自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として、改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の北側は農地ではありますが、排水等の流れ込みなどはなく、影響はないと思われます。その他農地法上の問題点は特にありません。申請地は、資材置場として20年以上経過しており、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地のその他の農地に該当しますが、資材置場として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第42号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第43号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉71及び末吉72は、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉73は、私と〇〇〇〇〇推進委員、末吉74は、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉75は、13番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉76は、4番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部77は、7番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部78は、6番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉17号は打切りにします。末吉18号、19号は継続をお願いします。

○12番委員（〇〇〇〇〇）

末吉22号と24号は継続をお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

末吉23号は継続です。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

大隅25号は成立です。26号は継続をお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇）

大隅29号は打切りでお願いします。

○3番委員（〇〇〇〇〇）

財部31号は継続をお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

財部35号と36号は継続をお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉38号と39号は継続をお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇）

末吉40号は成立です。41号、42号は継続をお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇）

末吉43号、45号は継続をお願いします。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

末吉49号も継続です。

○19番委員 (○○○○○)

大隅50号は継続でお願いします。

○7番委員 (○○○○○)

財部53号は継続でお願いします。

○3番委員 (○○○○○)

財部54号も継続でお願いします。

○14番委員 (○○○○○)

財部56号も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

末吉58号, 59号も継続でお願いします。

○4番委員 (○○○○○)

末吉60号も継続でお願いします。

○11番委員 (○○○○○)

末吉61号は自作するというので打切りです。

○13番委員 (○○○○○)

末吉62号は継続でお願いします。

○8番委員 (○○○○○)

大隅63号, 64号は継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

大隅65号は成立です。

○10番委員 (○○○○○)

大隅66号は継続です。

○3番委員 (○○○○○)

財部67号は成立です。財部69号は継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部68号は継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する新規3年未満の大隅5, 新規3年以上6年未満の大隅90から大隅94まで, 新規10年以上の末吉95, 再設定3年以上6年未満の末吉199, 再設定6年以上10年未満の大隅117, 再設定10年以上の末吉170から大隅175まで, 農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉90から大隅94までを除いて, 農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに, 農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して, 審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について, 質疑, 意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定は、新規3年未満の大隅5、新規3年以上6年未満の大隅90から大隅94まで、新規10年以上の末吉95、再設定3年以上6年未満の末吉199、再設定6年以上10年未満の大隅117、再設定10年以上の末吉170から大隅175まで、農地中間管理事業に係る利用権設定は、末吉90から大隅94までを除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

（休憩：午前9時45分）

（再開：午前9時55分）

○議長（○○○○○会長）

会議を再開いたします。ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。
（○○○○○委員退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規3年未満の大隅5、再設定6年以上10年未満の大隅117を議題といたします。質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規3年未満の大隅5、再設定6年以上10年未満の大隅117は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は復席を願います。
（○○○○○委員復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。
（○○○○○委員退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規3年以上6年未満の大隅90から大隅94まで、再設定10年以上の大隅175を議題といたします。質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定の新規3年以上6年未満の大隅90から大隅94まで、再設定10年以上の大隅175は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は復席を願います。
(〇〇〇〇〇委員復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。
(〇〇〇〇〇委員退席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

続いて、議案第44号農用地利用集積計画について利用権設定の新規10年以上の末吉95、再設定3年以上6年未満の末吉199、再設定10年以上の末吉170から末吉173までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積計画について利用権設定の新規10年以上の末吉95、再設定3年以上6年未満の末吉199、再設定10年以上の末吉170から末吉173までは、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は復席を願います。
(〇〇〇〇〇委員復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。
(〇〇〇〇〇委員退席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

続いて、議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定10年以上の末吉174を議題といたします。質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積計画について、利用権設定の再設定10年以上の末吉174は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は復席を願います。
(〇〇〇〇〇委員復席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。
(〇〇〇〇〇委員退席)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

続いて、議案第44号農用地利用集積計画について、農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉

90から末吉92までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積計画について農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉90から末吉92までは、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は復席を願います。

(〇〇〇〇〇委員復席)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(〇〇〇〇〇委員退席)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

続いて、議案第44号農用地利用集積計画について、農地中間管理事業に係る利用権設定の大隅93及び大隅94を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第44号農用地利用集積計画について、農地中間管理事業に係る利用権設定の大隅93及び大隅94は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は復席を願います。

(〇〇〇〇〇委員復席)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第45号農用地利用集積計画について、所有権移転を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第45号農用地利用集積計画について、所有権移転は、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に、報告第5号合意解約等の報告については、総会資料の42ページから46ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

なければ、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

事務連絡 (5月及び6月の行事予定等について)

○事務局 (〇〇〇〇〇〇係長)

事務連絡 (タブレット不具合、農地パトロールに伴う車賃支払い等について)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和5年第5回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和5年5月22日（月） 午前10時5分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員